

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、広島港出島地区廃棄物等埋立処分場受入施設内部擁壁設置工事に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
  - ・**土木工事共通仕様書（令和2年8月）広島版**
  - ※ 土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。  
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
  - ・その他関連規格類

### 第2節 現場代理人の常駐義務の緩和

監督員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

- (1) 請負金額が3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）未満
- (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (3) 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (5) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (6) その他、特に発注者が認めた期間

## 第2章 材料

### 第1節 六価クロム溶出試験

本工事は「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、次の工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）によるものとする。  
また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

## 第3章 施工条件

### 第1節 工程

- 1 関連する別途業務  
業務名 廃棄物受入業務  
影響箇所 車両の出入り
- 2 標準作業時間  
8:00～17:00

### 第2節 建設副産物

建設発生土及び廃棄物

当該工事により発生する建設残土及び廃棄物は、次の指定地に搬出するものとする。（有料）

搬出場所 広島市南区出島四丁目1番4号 一般財団法人 広島県環境保全公社

なお、工事発生後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

### 第3節 その他

処分場内の以下の設備については、無償で使用できる。

- ・ 電力
- ・ 給水
- ・ トイレ

## 第4章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。